**新たに申請をされる方へ**

**児童扶養手当を受ける手続き**

必要な書類をすべてそろえたうえで、住所地の市役所または町役場の担当課（多賀町は福祉保健課）で請求の手続きをしてください。町にお住まいの方は県知事の、市にお住まいの方は市長の認定を受けることにより支給されます。

**児童扶養手当の申請に必要なもの（事由が離婚のとき）**

１．児童扶養手当認定請求書（窓口にあります）

２．戸籍謄本

・受給資格者および対象児童の戸籍謄本の添付が必要となります。

※離婚等の事実が確認できるものが必要です。

※月末までに離婚した場合等で、戸籍に離婚の記載がされるまで時間がかかり、戸籍謄本を待つと請求が翌月になる場合は、離婚届受理証明書（または調停調書、審判書、判決書の謄本）で離婚の事実を確認し、認定請求書の受付を行いますが、戸籍ができ次第、新戸籍の追加提出が必要となります。

３．住民票

・受給資格者および対象児童が含まれる世帯全員の住民票の添付が必要となります。

※続柄、本籍が記載されているものが必要です。

４．公的年金調書（窓口にあります）

・受給資格者の加入している年金の種類にあわせて、年金の加入、受給状況、保険料の納付状況等を確認する必要がありますので、年金手帳を持参ください。

５．マイナンバーの確認できるもの

・受給資格者および対象児童、扶養義務者の個人番号を認定請求書に記載しますので、「マイナンバーカード（写真付きのもの）」または「マイナンバーの通知書（写真の付いてないもの）と身分証明書」または「マイナンバーの記載された住民票と身分証明書」を持参ください。

６．養育費に関する申告書（窓口にあります）

・養育費の予定（取り決め）額を記入していただきます。前年（１月から６月の申請時は前々年）中に養育費を受け取っている場合は、その額も記入してもらいますので、前年中等に受け取った金額がわかるものを持参ください。

７．１６歳以上１９歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書（窓口にあります）

・前年（１月から６月までの間に認定請求書を提出する場合は、前々年）の１２月３１日において年齢が１６歳以上１９歳未満の方がある場合に記入いただきます。

８．預金通帳または口座確認依頼書

・受給資格者名義の預金通帳または口座確認依頼書のコピーの添付が必要となります。

・県内に本支店を有する金融機関の預金通帳が必要です。

９．児童扶養手当窓口チェック表（窓口にあります）

・受給資格者の生計維持および住宅・年金・同居者・児童等の状況について、聞き取りを行います。

10．健康保険証

・受給資格者および対象児童の健康保険証のコピーの添付が必要となります。

11．家屋の賃借契約書、公共料金（電気・ガス・水道）の領収書

・賃貸物件に居住されている場合は、家屋の賃貸契約書、公共料金の領収書のコピーの添付が必要となります。

12．支給要件、事由等により添付を必要とする書類および調書

・未婚の調書、事実婚の解消、遺棄、拘禁、障害、保護命令、生死不明、養育事実、世帯分離、別居監護、住民票と実際の居住地が異なる等の証明や申立書など

※担当が不在の場合がありますことから、事前に福祉保健課にご連絡いただき、ご確認くださいますようお願いします。

※戸籍謄本等の書類は、認定請求書提出の１ヶ月以内に発行のものが必要です。

※申請してから、認定されるまで審査に３ヶ月程度要しますので、あらかじめご了承ください。また、申請月の翌月分から支給対象になりますので、申請忘れのないようご注意ください。

※個別に必要な書類の案内や受給資格確認のため、可能な限り事前相談に来庁ください。

※所得の制限があり、請求者（本人）や扶養義務者（同居している親・兄弟等）等の前年の所得が所得制限限度額以上の方は、その年度（１１月から翌年の１０月まで）の手当の一部または全額が停止になります。

※その他の詳細につきましては、『児童扶養手当のしおり』や『多賀町ホームページ』等でご確認ください。

○児童扶養手当に関するお問い合わせ先

多賀町役場　福祉保健課　０７４９－４８－８１１５

滋賀県子ども・青少年局　０７７－５２８－３５５４